

富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ設計業務に関する 企画提案審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ設計業務について、業務委託契約を行う受託する業者を選定するにあたり、業者からの提案について適正かつ公正な審査を行うため、当該業務委託に関する企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 審査委員会は、募集した富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ設計業務に関する次に掲げる事項について審議を行い、最も優れた企画案を提案した業者を選定し山梨県に報告する。

- (1) 業務委託者を選定するための選定基準
- (2) 最優秀提案業者の選定
- (3) その他最優秀提案業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる職の者をもって組織する。

- (1) 観光部次長
- (2) (公社)やまなし観光推進機構理事長
- (3) 観光部観光企画・ブランド推進課長
- (4) 観光部観光振興課長
- (5) 観光部国際交流課長

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、観光部次長をもって充てる。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、必要に応じ隨時開催する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 審査委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、審査委員長の決するところによる。

(事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、観光部観光振興課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年 5月19日から施行する。

富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ設計業務に関する
企画提案審査委員会委員名簿

区分	氏名	職名
委員長	塚原 稔	観光部次長
委員	松井 政明	(公社)やまなし観光推進機構理事長
委員	仲田 道弘	観光部観光企画・ブランド推進課長
委員	奥秋 浩幸	観光部観光振興課長
委員	藤巻 美文	観光部国際交流課長